

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-⑦)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,615	5,304	5,164	5,263
		補正予算(b)	977	1,180	1,298	-
		繰越し等(c)	996	1,095	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,588	7,579	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,407	7,219	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		-	19	23	14	18	22	14	
	年度ごとの目標値		19	19	14	14	14		
	②化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	△
		-	98(122%)	86(108%)	53(66%)	88(110%)	77(96%)	80(100%)	
	年度ごとの目標値		80	80	80	80	80		
	③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		-	63	85	107	114	132	200	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	100		
	④子どもの健康と環境に関する全国調査の調査終了時における追跡率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	39年度	○
		80%	-	-	-	99%	98%	80%	
	年度ごとの目標		-	-	-	80%	80%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>①環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標を上回る22物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表した。</p> <p>②化学物質環境実態調査では、27年度達成率が96%と目標をほぼ達成した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010 —」(EXTEND2010)で設定した目標を達成した。</p> <p>④エコチル調査で得られた成果をより信頼性の高いものにするために必要な追跡率(調査参加者のうち継続して参加している者の割合)80%を上回っており、目標を達成した。</p>
	施策の分析	<p>①環境リスク初期評価については、平成27年度までに336物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。</p> <p>②化学物質環境実態調査の結果については、調査要望を受けていた省内の化学物質規制等の施策を行っている部署にフィードバックし、それぞれの施策に活用された。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010 —」(EXTEND2010)で設定した目標を超過達成し、着実にリスク評価に向けた取り組みを進めている。</p> <p>④子どもの健康と環境に関する全国調査については、平成27年度までの追跡調査において調査対象者の追跡率は目標にあげていた80%以上を維持している。追跡率の維持は調査のデータの蓄積に寄与することで、調査の効果的な実施に繋がり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>①環境リスク初期評価については、引き続き、関係課室の要望を踏まえて化学物質の初期評価を実施する。 ②化学物質によるヒトや生態系への影響を未然に防ぐため、引き続き、環境実態調査の結果を、調査要望があった化学物質管理を所管している部署へフィードバックしていく必要がある。 ③平成28年度に新たにEXTEND2016を策定し、これまでと同様に化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価、管理に向けた取組を継続する。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き調査を実施することで、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ②化学物質環境実態調査については、引き続き、調査を行った物質・媒体数を指標とする。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、平成28年度にEXTEND2010を引き継ぐ形でEXTEND2016を策定していることから、目標値を新たに設定した上で引き続き本指標を用いる。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率のみに留まらず、追跡調査によるデータの蓄積や平行して行う化学物質の分析の進捗も勘案して、測定指標を「子どもの健康と環境に関する全国調査の推進」に変更する。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>①環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ②中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいている。 ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映することとしている。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>化学物質の環境リスク評価(第14巻) 平成27年度版「化学物質と環境」 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境保健部 環境リスク評価室 環境安全課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境リスク評価 室長 笠松 淳也 環境安全課長 立川 裕隆</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年6月</p>
--------------	-------------------------------------	----------------------------	--	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	649	711	728	709
		補正予算(b)	-	-	0	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	649	711	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	595	667	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	○
		-	37	22	61	131	73	-	
		年度ごとの目標値	-	-	40	40	40	-	
	②ダイオキシン類の1日摂取量(pg-TEQ/kg/日)(基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		-	0.85	0.69	0.7	0.59	0.7	4以下	
		年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	-	
	③PRTR対象物質の環境への総排出量・移動量(トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
		-	401,284	384,637	376,256	383,090	集計中	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
		-	29	25	28	27	24	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>①平成27年度に化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は年度目標の40物質を上回っており、目標を達成した。</p> <p>②ダイオキシン類の1日摂取量は耐容1日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。</p> <p>③「PRTR制度については、事業者の化学物質管理の自主的改善と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、取組を強化していく必要がある。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、平成26年度においては平成25年度とほぼ同水準の派遣状況となった。</p>
施策の分析	<p>①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。</p> <p>②化学物質の人へのばく露モニタリング調査については、各種モニタリング調査のデータを収集・解析・公表することにより化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。</p> <p>③化管法に基づく化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を着実に運用している。平成27年度は平成26年度把握分として届出されたデータの集計及び非点源排出源(家庭、自動車等)からの環境中への排出量の推計を行い、結果を公表した。</p> <p>④PRTRデータを中心とした化学物質の環境リスクについて、住民・事業者や自治体での調整及び講義等を行い、化学物質対策における人材育成を担う「化学物質アドバイザー」制度を着実に実施している。</p>	

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価※を着実に進めていく。 (※生態毒性、人への毒性、製造・輸入数量を勘案したスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同で中央環境審議会等で審議している。) ・化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。 ・引き続きPRTR制度の運用を着実に実施するとともに、必要な見直しの検討準備を行う。 ・引き続き化学物質アドバイザー制度を着実に実施する。 <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスが付与を実施していく。 ※なお、本測定指標については、今年度から予定している検討会・審議会等における化審法の見直しに関する有識者の審議を踏まえて、見直すこととしている。 ②ダイオキシン類の一日摂取量は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)第6条で規定されていることを踏まえ、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。 ③化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果としての対象化学物質(第一種指定化学物質)の届出排出量を指標とし、目標値を設定した。 ④平成28年度より、化学物質アドバイザーの派遣数を前年度以上とすることを目標値として設定し、リスクコミュニケーションの更なる推進を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。 ・「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成27年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について
---------------------------	----------------------------------

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆 環境リスク評価室 長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	------------------------------	--------------------	---	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	252	379	451	527
	補正予算(b)	-	1	△1	-	
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	252	378	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	256	357	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数(候補物質も含む。)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		-	14	11	10	15	16	14	
	年度ごとの目標値	/	12	12	12	12	12	/	
	②途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
-		-	-	-	3	6	10		
年度ごとの目標	/	-	-	-	3	6	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施したPOPs条約規制物質及び候補物質数について選定要件より設定した目標値を超過達成した。 ②水銀対策について、平成27年度はブラジル、イラン、パラオを対象として、ニーズ調査及びワークショップを開催し、我が国の水銀対策技術シーズとのマッチングや条約締結に向けた取組に関する情報交換等を行い、水俣条約締結に向けた支援を行った。
	施策の分析	<POPs条約対応> ・POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行うと共に、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 <水銀対策> ・ニーズ調査対象となったすべての国からは水俣条約締結の意思を確認できた。 ・イランのように締結に向けた国内手続きが進んでいる国もあり、今後支援対象国が条約締結に向かうことが期待できる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①今後もPOPs条約事務局へ提出する有効性評価及び国内の汚染状況把握のためPOPsモニタリングを継続して行う。 ②水俣条約の効果的な実施に向け、引き続き途上国等の水銀対策に係る取組を支援する。 【測定指標】 ①「化学物質環境実態調査における当面の運用方針」の物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数。 ②これまで、水俣条約の締結に向けた支援を実施した累積国数を指標としていたが、今後具体的に案件形成を進める段階に入ることから、平成28年度からは途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)で評価を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	POPs条約対応のため、POPsモニタリング検討会を実施している。また、SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。水俣条約については、「我が国の水銀対策手法の国際展開に係る勉強会」を開催し、有識者の意見を踏まえた対応を行っている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「化学物質環境実態調査における当面の運用指針」(環境安全課)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	環境保健企画管理課水銀対策推進室・環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	水銀対策推進室長 高橋 一彰 環境安全課長 立川 裕隆	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	------------------------	--------------------	--------------------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	669	550	551	531
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	△ 122	122	(※記入は任意)	/
	合計(a+b+c)	547	672	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	398	295	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-
		-	5	2	4	3	5	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
-		150	150	150	149	149	-		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域における環境調査等件数: 地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地変更の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・A事案区域の環境調査等に関しては、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。 【測定指標】 ・引き続きA事案区域における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第3次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境リスク評価室長 笠松 淳也	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	----------	--------------------	--------------------	----------	---------